

令和4年第7回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和4年11月25日（金）15時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第56号 専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の解任について）

議第57号 専決処分について（見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第58号 見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について

議第59号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第60号 令和5年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

議第61号 令和4年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長 渡邊 茂夫

委 員 小林 弘武

委 員 小倉 美砂子

委 員 斎木 可奈子

委 員 武田 信一

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長 近藤 芳生

学校教育課長 佐藤 昌弘

こども課長 伴内 正美

まちづくり課長 大野 務

教育総務課主幹兼課長補佐 湯屋 一樹

学校教育課長補佐 関 拓也

こども課長補佐 鈴木 浩

教育総務課係長 山谷 一憲

15時00分開会

教 育 長

只今より、令和4年第7回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告事項。

報告1「不登校児童生徒の状況といじめの認知件数について」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「令和3年度不登校児童生徒の状況といじめ認知件数について」報告いたします。

まず、令和3年度の見附市の不登校の状況ですが、不登校の小学生は22人、中学生は56人、合計79人となっております。発生率は、小学校が1.16%、中学校が5.97%となり、見附市の不登校児童生徒の割合は、2.75%となっております。

令和3年度の見附市の不登校児童生徒の発生率については、小学校は、国の発生率を下回っておりますが県を上回っており、中学校は国や県の発生率を上回っております。小・中学校とも本人の特性や家庭環境に起因する不登校児童・生徒が増加傾向にあります。

次に、令和3年度のいじめの認知件数は、小学校が16件、中学校が24件、合計40件のいじめを認知しております。認知数は過去3年間と比べ減少しているも

のの、初期対応の不備から重大事態対策委員会を立ち上げて対応している事案も発生しております。

各校では、いじめ見逃しゼロを掲げ、いじめを積極的に認知するとともに、組織的な対応に努めています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

不登校児童の状況については、ニュースや雑誌等で全国的に増えているとの報道がありますが、見附市も同様の状況ということで理解しました。

増えているということは、何が原因なのでしょうか。

学校教育課長

令和3年度で見ると、中学校2年生の不登校が拡大傾向にありました。

コロナとの関係があるか確信は持てないが、コロナで色々な活動が縮小している中で、中学校1年生で入学した子どもたちが、新しい活動ができないまま中学校2年生に進級し色々な活動が徐々に戻ってきているということで、この辺にいわゆる「中1ギャップ」というものが、新しい環境における色々なことが起き始めて、そこに適応できなかったり、つまづいているお子さんが増えてきたのではないかということを考えているところです。

そのほかにも、家庭環境に起因するようなものも考えなくてはいけないと思っています。子どもの背中を押してあげれない家庭が増えていると感じています。

また、新聞等でも報道されていることですが、コロナの関係もあり、少しでも具合が悪いと「休みなさい」ということが言われています。

休みに対する抵抗感が少なくなっており、簡単に休むということが見られるので

はないかと感じています。

齋木委員

見附市内では、いじめの認知件数と不登校の子どもの関係性は、不登校はいじめに起因したものということでしょうか。

学校教育課長

令和3年度の調査を見ると、「いじめ・からかい」というものが、中学校に入学してそれが原因で不登校になつたという子どもはほぼいません。

ただ、8月9日にお話しました重大対策委員会に関わる事案というものは、小学校の頃の問題が解決されないまま、起きていることもありますので、ゼロではありません。

小倉委員

ネットニュースなどで掲載されている旭川市の女子児童のいじめの記事を読んでいます。いじめの認知件数というのは、児童生徒本人が「いじめられています」という数がカウントされていると思いますが、陰湿ないじめはなかなか声を上げれないことが多いのではないかと感じます。

身近な人たちも巻き込んだいじめの認知件数がカウントされているのでしょうか。

学校教育課長

学校としていじめという形でカウントしたもので、様々なアンケートや保護者のコメントなどトータルで見ていくと、全部は認知できていないかも知れませんが、学校として把握できたものは、幅広く認知件数としてカウントされています。

武田委員

不登校児童生徒について、不登校になって授業の遅れが発生すると思います。タブレット端末が全員に配布されていると思いますが、例えば不登校の時に遠隔で授

業を受けるなどの対応はされていますか。

学校教育課長

見附市のタブレット端末の持ち帰りは、学校の臨時休業など学校が完全に閉まつた大きな事案の時に持ち帰る体制になっており、通常時に持ち帰れる体制ができていません。

また、学習を保障するという意味でも家庭に持ち帰り、家庭に居ながら授業を受けるということは、とても大事なことだと考えています。

来年度の予算にも盛り込んで対応を進めていきたいと考えています。

武田委員

是非、柔軟に対応していただきたいと思います。

小倉委員

不登校児童生徒に対しての授業の遅れやフォローは、学校で成されているのでしょうか。

学校教育課長

今、不登校に対しての対応は、学校には行けないが不登校児童生徒に来てもらい学習する「すこやかルーム」という、各学校に不登校の子どもたちが居れる部屋を整備しています。

全く同じ学習というわけにはいきませんが、担当者が付き、課題を与えながら遅れないように努力してもらっています。

小倉委員

不登校になると、なかなかそういう場にも出にくいということが、子どもたちの中にもあるのではないかと感じます。

自宅で学習できるタブレットも持っているわけですので、利用できる体制の整備を検討してはどうかと思います。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「スクールアカウンタビリティについて」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「スクールアカウンタビリティ in みつけ」について、ご報告します。

今年度の子育て教育の日は、11月20日（日）でした。今年度も、新型コロナウイルス感染症対策を講じての開催となりました。

午前中は市内13校の授業公開が行われ、午後からは見附市文化ホール「アルカディア」で、「スクールアカウンタビリティ in みつけ2022」を開催し、各校・園の特色ある取組をわかりやすくまとめた発表が行われました。今年は市民の会場への入場制限は行いませんでしたが、教職員は学校と会場に分かれZOOMでつないで参加しました。教育委員の皆様におかれましては、ご多用の中おいでいただき、感謝申し上げます。

今年度の参加者は、教職員、保育士で欠席があり、かつ来賓が昨年より少なかつたのですが、一般来場者が多く実行委員・市教委含め、前年比プラス11名の265名でした。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

イベントに参加させていただき、コロナ対策の影響だとは思いますが、3年前と

比べると少し平板な感じがしました。

かつては、各校がもっと個性を出している場面があったと思います。

このような時期ですので仕方ないかとは思いますが、少し平板な印象を受けました。

せっかくの伝統ということですので、なるべくそれなりのことが出せる形で一層の奮起を期待しています。

武田委員

感染症対策は今後も必要になると思っています。以前のような児童生徒が発表する形に戻す予定はあるのでしょうか。

学校教育課長

今後の活動については、実行委員会の反省会で様々な方のご意見やアンケートも含め次年度に活かしていきたいと思っています。

教育長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

次に、報告3「工事請負契約の締結について」をこども課長より説明願います。

こども課長

「(仮称) 見附市子どもの居場所(屋内施設)整備工事の請負契約について」説明します。

本件は、11月15日に入札執行し、11月22日の見附市議会臨時会におきまして契約の締結について議決されましたのでご報告いたします。

契約金額は2億4,750万円、契約の相手方は株式会社笛原建設でございます。

工期につきましては、令和5年3月31日までございます。

なお、工期は180日間を想定しており、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、令和5年3月の見附市議会の予算繰越承認を得しだい、適正な工期へ変更するものです。

令和2年度から有識者や市民との検討会、小学生からはわくわく体験塾での検討、また、今年2月にはふれあい懇談会や、市民と子どものワークショップを開催し市民、子どもたちの意見を反映させた設計となっております。

続きまして、施設の愛称募集についてでございます。

この施設が、子どもたちに親しまれ、愛される子どもの居場所となるように、別紙資料にありますように素敵な愛称を募集します。来週には募集開始する予定です。多くの応募が寄せられることを願い、周知に努めてまいりたいと考えております。

また、今後キッズサポーターを募り、小学生と一緒にどのような施設にしていかないか、用具や運営方法の検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

どういう時間帯で、何人掛かりでなど、おおよその構想は決定されているのでしょうか。

こども課長

まだ検討の段階ですが、小学校高学年の放課後の時間の利用を想定していますので、放課後から夕方までという時間帯と、土日曜日の運営も考えています。

色々なメニューを取り揃えてというよりも、子どもたちが自由に自分たちで過ごせる場所ということを考えていますので、職員配置などにつきましては、見守り程度の職員を配置して子どもたちの想像力や交流を深める手伝いをさせていただけ

ればと考えています。

まだ決定ではありませんので、これから検討していきたいと考えています。

武田委員

施設へのアクセスについて、遠隔地の子どもにとつては自転車で来れる所ではないと思いますが、何か考えていますでしょうか。

こども課長

市民からもそのような声が聞かれています。遠くの小学校から通うのは大変であると考えています。別の担当課で、どのような対応ができるかを検討しています。

教育長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

日程第3、提出議件、議第56号「専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の解任について）」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第56号「専決処分について」説明します。

見附市立学校運営協議会委員を委嘱しておりました、見附中学校の加藤英之さんより、職を辞したい旨の申し出がありました。解任については令和4年10月12日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。なお、本年度、後任として新たな委員は任用いたしません。

以上でございます。

教育長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第 57 号「専決処分について（見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 57 号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第 19 号「見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

当該要綱の一部改正の理由でございますが、本補助金は、事業者からの申請により市は国の要綱に基づき交付しているものです。そのため、国の要綱改正にあわせて一部改正するものでございます。

一部改正の内容についてですが、第 1 条におきましては、補助対象事業をこれまでの要綱では、ビデオカメラの設置に要する費用が補助対象でありましたが、この度の改正によりビデオカメラは対象外とし、補助対象を ICT 化推進のための保育業務支援システムの導入に要する費用とするものであります。

第 2 条、第 3 条におきましては、補助金の交付対象についてですが、私立保育園等としていますが、この度の改正により、地域型保育事業を行う事業所も対象に加

えるものであります。

第4条におきましては、補助金の額についても、国の要綱改正に伴い、基準額である100万円と対象費用の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を限度とするものであります。

第5条、第6条、第7条におきましては、本改正に伴い様式を改正するものであります。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

この要綱のスタートが「事故防止等のためのビデオカメラ設置を削除する」とのことですが、ビデオカメラの設置は別の予算を用意する形に変わることでしょか。

こども課長

その通りです。

別の補助金のメニューにビデオカメラが定めてあります。ビデオカメラの設置につきましては、保育対策総合支援事業費補助金で活用ができるということです。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第58号「見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第58号「見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について」説明させていただきます。

まず、はじめに当該要領の制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた保育所等に対し、施設運営に係る経費を園の規模である認可定員により基準額を定め、補助金を交付することにより安定的な保育の提供を図るものであります。

次に、条文について説明します。

第1条は、本要領の趣旨について、第2条は、交付目的について、第3条は補助金の額等について、第4条は補助対象経費についてを定めています。

第5条は交付申請等について、第6条は交付決定等についてを定め、第7条は交付決定の取消し等についてを定めています。

第8条において、この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

るとしています。

附則におきまして、この要領は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとしています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

教 育 長

次に、議第59号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第59号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明させていただきます。

当該要領の一部改正の理由でございますが、子ども医療費の償還払いでの助成に関する申請期限について、現行要領では受療した月の末日から6月以内としていますが、類似制度である、ひとり親家庭等医療費および妊産婦医療費の償還払いでの

助成の申請期限と同様に受領した月の末日から2年以内とし、保護者の利便性向上を図るものであります。その他、文言修正による改正であります。

次に、条文について説明します。

第6条第5項中、「第4項」を「前項」に、「6月」を「2年」に改めます。

附則におきまして、この要領は、公布の日から施行するものとしています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

教 育 長

次に、議第60号「令和5年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」を議題とします。

教育部長から順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第60号「令和5年度教育関係予算に係る（教育総務課）関係の重点及び新規事業の原案について」説明いたします。

まず、新年度の重点事業（1）文化財、発掘関係です。

①「貝喰川大規模河川改修事業に伴う本掘確調査」は、今年度、三林地内で行つた試掘確認調査で、遺構が確認されたことに伴う本発掘調査になります。事業主体は県が行うことになるため、事業費は現在県と協議中です。

この事業に人員を取られるため、みつけ伝承館の企画展は縮小いたします。

③「みつけ伝承館の改修・老朽化対策」は、事務室拡幅事業170万円と個別施設計画に基づき老朽化した空調設備の更新事業1,670万円を見込んでおります。

次に、(2) 教育環境の確保です。

①「名木野小学校長寿命化」は、令和6年度に予定している長寿命化工事を行うための設計業務委託料5,000万円を見込んでおります。

②「学校施設の老朽化に伴う修繕更新」は、西中・葛巻小・見中ににおいてそれぞれ施設設備の修繕更新を行う見込みであります。

次に、(3) 給食と教職員の負担軽減です。

①「食器の計画的な入替」は、経年使用に伴う摩耗等による性能低下や破損等による保有数量の減のため、年次計画で入替を行うために716万1千円を見込んでおります。

②「給食費補助金の創設」は、12月補正で行う予定の給食費無償化に対して、令和5年も引き続き子育て世代を支援するため、物価高騰による給食費値上げ分を補助するものとして、1,624万円を見込んでおります。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の新規・重点事業についてご説明いたします。

始めに、教員の多忙化解消、負担軽減を図り、きめ細やかな教育環境づくりのための事業2点について説明します。

1点目は、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導力や教材研究等に注

力できるようにするために、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフの配置を拡充してまいります。

2点目は、部活動地域移行の検討と実践を着実に進めてまいります。令和5年度はソフトテニス、卓球における休日の地域スポーツクラブへの移行を進める中で、地域移行に向けた仕組みの構築、運営主体、人材育成・確保について検討委員会を設置して協議を深めてまいります。

次に、特別な支援を必要とする生徒へのきめ細やかな対応のための事業について説明します。

令和5年度は現在2校の中学校で発達通級指導が行われていますが、残りの2校の中学校においても生徒や指導者のニーズにきめ細かく対応できるようにするため、発達通級指導担当者による相談体制を整備してまいります。

以上でございます。

こども課長

子ども課における令和5年度の新規重点事業について説明いたします。

子ども課は10事業を掲げました。

1つ目、子どもの居場所（屋内施設）の運営事業についてです。

令和5年度にオープンする予定で進めています。

主な対象である小学校高学年の児童が利用したくなる施設を市直営で運営する予定です。

この施設は遊びや学びなどを通し、子どもたちが自発的に育ちあうことができ、異年齢や学校区の異なる子ども同士の交流が図れ、子どもたちが自発的に活動できることを目指しています。

2つ目、新規事業としまして、産婦健康診査事業についてです。

現在、市では産婦健康診査の助成については行っておりませんが、産婦が産後2

週間および1ヶ月の時点で行われる産婦健康診査について、その費用を助成するものであります。このことにより、検診の結果が、病院等から市へ報告される体制が整うため、早期に母子支援につなげることができ、産後うつや新生児虐待等への適切な対応が可能となり、市が取り組んでおります、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の体制を更に強化できることとなります。

現在は、健診費用を産婦自身が全額負担しているため、この事業により経済的負担の軽減にもつながります。

3つ目、新規事業として、新生児聴覚検査費用助成についてでございます。

新生児が入院中に受ける新生児聴覚検査費用を助成することにより、全ての新生児が検査を受けることになります。先天性難聴を早期に発見することが期待されております。

4つ目、拡大事業としまして、養育支援訪問事業についてでございます。

近年、親に病気や障害があり、家事・育児に対する不安や負担を抱える家庭が増加しております。様々な問題を抱える家庭に対応するため、現在行っているシルバーハウスによる家事・育児支援のほかに、ヘルパー資格を持つ専門性の高い支援員の訪問による支援を追加するものでございます。専門性の高い支援員が家庭を訪問し、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待等への未然防止、ヤングケアラー問題等に対応することを期待するものでございます。

5つ目、新規事業としまして、養育費確保支援事業についてです。

離婚家庭における、養育費未払い問題は、母子家庭の貧困の原因となっています。離婚時に充分な協議ができず、裁判所での取り決めを公正証書にしていない母子家庭が多いことから、養育費の取り決めに必要な公正証書等の作成費用、弁護士相談料、養育費が入るまでの養育費補償契約費用を補助するものであります。

6つ目、継続事業としまして、第3次見附市公立保育園民営化等実施計画の実施についてでございます。

大きく分けて3項目ございます。

(1) 民営化する計画である名木野保育園、漆山保育園、和楽保育園については、移管前に施設修繕を行い、移管後もスムーズな保育を実施するため、現在の保育士と移管先の保育士等による引き継ぎ保育を実施します。

(2) 令和5年度末で閉園する予定の反田保育園、坂井保育園については、閉園に伴うイベント費用を見込んでいます。

(3) 公立保育園の定員削減も行う予定でございます。

7つ目、私立認定こども園施設整備補助事業についてです。

(1) 新規事業としまして、令和6年4月開園予定の「どろんこ保育園」について、運営法人が行う園舎新築の補助を行うものです。

(2) 継続事業としまして、2か年計画で進めております「見附みどり保育園」の園舎建て替えについて、運営法人に補助を行うものです。

それぞれ認定こども園のため、教育・保育の割合に応じて、文科省・厚労省両方の補助制度を活用するものでございます。

8つ目、新規事業としまして、放課後児童クラブの設置についてです。

共働き家庭の増加に伴い、年々放課後児童クラブの需要が高まっています。令和5年度は今町地区に新たに増加傾向にある見守りが必要な子どもにも対応できるクラブの新設を検討しております。

9つ目、新規事業としまして、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定についてでございます。

現在の第2期計画が令和6年度までとなっています。このことから、令和6年度中に新たな第3期計画を策定する必要がありますので、令和5年度中にその計画の

基礎となるニーズ調査を行いたいと考えています。

10番目、新規事業としまして、放課後児童クラブへのWi-Fi導入についてでございます。放課後児童クラブにインターネット回線を整備するものであり、現在小学校ではタブレット端末を利用して授業等を行っております。学校から出される宿題を放課後児童クラブで実施できるようにすることで、児童の学習形態の変化に対応するものであります。

以上、10項目がこども課の新規重点事業の原案でございます。今後財政等の査定が入ることをご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

まちづくり課長

まちづくり課における令和5年度の事業概要について説明させていただきます。

「廃止・縮小する事業」が5事業、「新規・重点事業」が7事業、全部で12事業がありますが、本日はそのうち重点度の高い7事業について説明させていただきます。

まず、「廃止・縮小する事業」についてです。

2. ①ダナン市中学生派遣事業と②ダナン市からの訪問団受け入れの見直しですが、中学生派遣・訪問団受け入れの両事業とも、コロナ禍で令和2年度から今年度までは中止となっています。新型コロナの影響による海外渡航については、緩和の方向が見られますので、来年度以降の内容や方向性について関係者の意見も踏まえて検討したいと考えています。

なお、コロナ禍前と同様の事業を再開した場合は、全体で435万円の予算を見込んでいます。

4. ふるさとづくり活動交付金の見直しについてですが、現在市内に11の地域コミュニティが設立されて、市内全地域でコミュニティ活動が行われています。最

後に設立された西地区スマイルコミュニティができて来年度で5年となり、現在各コミュニティの活動も安定してきていますので、地域コミュニティの財源となる「ふるさとづくり活動交付金」を見直したいと考えています。内容については現在各地域コミュニティと協議・調整しながら進めているところです。

5. 見附市音楽プロデューサー謝金の減額についてですが、小中学生音楽鑑賞会および乳幼児向けコンサートの音楽プロデューサー謝金として、船橋 洋介先生に謝金を支払ってまいりましたが、コロナ禍の影響によって業務量が減少し、来年度も通常開催が見通せないため、船橋 洋介先生と協議・合意の上、例年の予算であれば35万円の謝金を10万円に減額したいと思っています。

次に「新規・重点事業」についてです。

1. ネーブルみつけ スプリングラーポンプ交換修繕についてですが、電気設備点検で絶縁不良の値が基準値との境界にあり、交換を推奨されていますので、新年度予算要求をいたしました。

なお、予算は施設修繕料として約700万円を見込んでいます。

4. 安全・安心なスポーツ施設の維持管理運営についてですが、市内のスポーツ施設は指定管理者と協力しながら、施設の適正な維持管理運営に務め、施設の修繕に関しては、緊急性を重点に優先順位をつけて修繕を行っています。

来年度の令和5年度は、老朽化で特に劣化が激しい「プールろ過装置」の修繕を実施したいと考えています。

なお、予算は施設修繕料として約700万円を見込んでいます。

5. アルカディア電波障害設備廃止に向けた調査についてですが、文化ホール建屋による電波障害のため、現在文化ホール近隣の14棟が市の設置したTV共同受信設備を利用していますが、その設備の老朽化が進んでいる状況です。

TV共同受信設備設置時に比べ、一般家庭の地デジ受信機器の性能が向上してい

て、個別に受信できる可能性があるため、調査を実施して、個別受信が可能であれば、個別受信へ移行することの合意を当該世帯から得て、将来的には共同受信設備を廃止したいと考えています。

なお、予算は調査委託料として45万円を見込んでいます。

6. 文化ホール・中央公民館特定天井改修についてですが、平成26年に建築基準法が改正され、文化ホールの大ホール及びホワイエ、中央公民館大ホールの吊天井が既存不適格となっています。

今年度、構造を確認したところ、耐震性が現在の基準まで達していないことがわかりましたので、今後の具体的な改修方法等を検討したいと考えています。

なお、予算は業者からの見積り提出を現在待っている状況です。

以上で、まちづくり課の説明を終わります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

学校教育課の部活動の廃止縮小について、今まで外部顧問委託の話を聞かせていただきましたが、地域移行により対象科目を減らすということで、基本的な方向性は外部顧問へ委託するよりは、地域へ移行する方向へ流れている、と考えて良いでしょうか。

学校教育課長

外部顧問の補助金が5年目になり打ち切られますので、その部分を3種目から2種目に減らしてソフトテニス等については、地域へ移行する考え方です。

内容的にはより一層地域へシフトしていく考え方です。

小 林 委 員

5年間の制限があるということを失念していました。

この補助金を得て実施するシステムはもう使えなくなってくるということでしょうか。

学校教育課長

その通りです。

小林委員

地域移行ということは、スポーツ少年団や大人の活動団体が出て来るなり、合同で活動するやり方に変わっていくことでしょうか。

学校教育課長

ゆくゆくはそうなりますが、まだ受け皿の部分でこれから時間をかけながら、どのような団体が子どもたちを受け入れていける体制を作れるかを3年間通してしつかり固めていきたいと考えています。

小倉委員

学校給食の物価高騰に対する補助金について、今後物価が値上がりすることを想定して試算されていると思いますが、想定以上の値上がりがあったとしても、市で負担していくのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

現在、見附市では今年度の給食費の値上げは行わない方向で考えていますが、食材や調味料など値段が上がっている最中ですので、このままいくと令和5年度は厳しいという状況です。ただし、保護者に対して何らかの支援をできないかということで、要望はしていますが、これに対して今年度、国は補助金をつけてくれましたが、来年度の補助金については、アナウンスされていませんので、このまま行えるかどうかは不明ですが、値上げに対する支援は行いたいと思いますので、財政に対して要望をしている状況です。

齋木委員

ダナン市派遣事業とダナン市との交流事業についてですが、過去に参加された子どもたちからは「良い経験だった」という感想を聞いていますし、その後、「参加したかったけど、今年は実施されなかつたね」という声も聞いています。

状況や環境が整わなかつたということは重々承知していますが、派遣事業が再開されるまで、例えばオンラインで交流するなどの経験ができると、子どもたちもわくわくできるかと思います。

まちづくり課長

市でも今年度同じことを考えていましたが、学校やダナン市とのタイミングが合わず実施できませんでした。

来年度も派遣だけでなく、オンラインでの交流なども考えていかなくてはならないと思っています。

今年度も、子ども向けではありませんが、県の派遣員であるベトナムの方をお呼びして、国際交流ということでベトナム講座を実施しますので、中学生や高校生の皆さんにも是非参加いただければと思います。

来年度も予算の関係もありますが、状況を見ながらいけるかどうか検討していくたいと考えています。

小倉委員

新設される「どろんこ保育園」は、どこにできますか。

ユニークな保育をされるという話を聞いていますので楽しみです。

こども課長

場所は熱田町地内という情報です。

「どろんこ保育園」の情報は、「どろんこ会」がホームページで詳しく紹介しています。

教育長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第61号「令和4年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

教育部長、こども課長、まちづくり課長の順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第61号「令和4度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案」について説明いたします。

まず、教育総務課分ですが、

10款2項1目、小学校施設管理費2, 403万円の増額ですが、燃料費高騰による光熱費の増990万円と令和5年度葛巻小学校特別支援学級増に伴う施設改修工事費と備品購入費1, 413万円の増額をお願いするものであります。

10款3項1目、中学校施設管理費530万円の増額ですが、燃料費高騰による光熱費の増額をお願いするものであります。

10款4項1目、特別支援学校施設管理費140万円の増額ですが、同じく燃料費高騰による光熱費の増額をお願いするものであります。

10款5項4目、民俗文化資料館管理費200千円の増額ですが、同じく燃料費高騰による光熱費の増額をお願いするものであります。

10款6項3目、学校給食費71万9千円の増額ですが、今町小学校の給食用エレベーター修繕料の増額をお願いするものであります。

10款6項4目、給食センター運営費460万円の増額ですが、同じく燃料費高騰による光熱費の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

こども課長

こども課分について説明させていただきます。

3款2項1目、児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業の298万4千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、放課後児童支援員等の処遇改善のため、支援員等の収入を3%程度引き上げるための増額補正をお願いするものであります。

3款2項2目、児童措置費、公立保育所運営事業231万円の増につきましては、公立保育園の光熱費について、その高騰により当初予算では不足が予想されることから、電気料金121万円、ガス料金110万円の計231万円の増額補正をお願いするものであります。

3款2項2目、児童措置費、広域入所委託事業費20万円の増額につきましては、市外の保育所等に在籍する園児の保育委託料が当初予算では不足が予想されることから、増額補正をお願いするものです。

まちづくり課長

それでは、まちづくり課の補正予算について説明させていただきます。

「公民館費」の補正予算については、460万円の増額であります。

補正要求した理由でありますが、公民館において電気料金、ガス料金の価格高騰

に伴いまして、今後光熱水費の不足が予想されることから、電気料金240万円、ガス料金220万円の計460万円の光熱水費を補正計上するものであります。

以上でございます。

こども課長

続きまして、本日追加させていただきました分について説明させていただきます。

3款2項1目、児童福祉総務費、子育て支援事業40万6千円の増につきましては、今町子育て支援センターの光熱費について、その高騰により当初予算では不足が予想されることから、電気料金37万円、ガス料金3万6千円の計40万6千円の増額補正をお願いするものであります。

教育部長兼教育総務課長

先ほど「給食費補助金の創設」について説明しましたが、コロナ禍における子育て世代への物価高騰対策として①「学校給食費の3か月無償化補助金」の増額をお願いするものです。市内小中特別支援学校の児童生徒2,870人の令和5年1月から3月分の給食費を市が支援するもので、約4,400万円を見込んでいます。

以上でございます。

こども課長

続きまして、こども課分です。

②保育園等の在園児の副食費の無償化をするものでございます。

予算案としては1,200万円。内訳は、市へ副食費として納めていただいている公立保育園分として250万円の歳入の減額補正、公立保育園以外に対しては950万円の歳出の増額補正をお願いするものでございます。

無償化の期間は令和5年1月分から3月分までの3か月間、対象は市内外の保育園に通う3歳以上児の見附市民であり795人を想定しています。

無償化の額ですが、公立保育園の副食費4,500円を上限とします。無

償化の期間は3か月間ですので、保護者は、最大13,500円の負担軽減になります。

少しでも、コロナ渦における物価高騰等に対して、子育て世代への支援になればと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和4年第7回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

16時10分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

武田 信一

